

施策評価シート《マネジメントシート》

施策名	低所得者の自立支援			
施策の体系	基本目標	ひとを育むまち	施策の主担当課名	生活支援課
	基本施策	ライフステージ支援プロジェクト	関係課名	—
	施策コード	B-3-7		

① 施策の現状と課題	<p>生活保護世帯の動向は、長引く不況、景気低迷、リストラによる失業率の増加や高齢化の進展、核家族化による扶養義務意識の希薄化により、全国的に増加の傾向にあります。</p> <p>本市では、平成24年度までは生活保護に関する相談が増加しておりましたが、平成25年度からは相談件数が減少に転じて被保護世帯、人員ともに微減傾向にあります。被保護者の世帯状況は、高齢者、傷病・障がい者等の要保護世帯が大部分を占めていますが、近年では稼働年齢層である世帯中心者のリストラ、精神疾患や離婚による母子世帯、扶養義務関係者がいながら援助が望めないケースなどが増えてきており、その内容も複雑・多様化してきています。</p> <p>今後は、生活保護の相談を求める人や、生活保護受給者のプライバシーを守り、安心して相談できる環境の整備をするとともに、様々な課題を抱える世帯の状況に応じたきめ細かなケースワークを実施し、生活保護世帯の自立支援の充実のため、各種保健福祉施策等の活用や就労支援等の援助を検討し、その世帯に必要な扶助及び指導をし、適正な保護を推進していく必要があります。</p> <p>また、生活保護費の中で大きな割合を占める医療扶助について、医療内容の確認、精神通院患者の自立支援法活用の可否、重複受診、頻回受診、向精神薬重複処方等の点検を行い、適正給付に努めていく必要があります。</p>
② 施策の基本方針	低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、その状況等に応じ、関係機関と連携のもと生活保護制度の適正な運用に努めます。

③ 施策の内容 (主要施策)	主要施策名(1) 面接相談の充実 面接相談員を配置し、生活に困窮する相談者に対して、生活保護制度の目的等の説明や申請意思の確認などについて親切丁寧に対応します。
	主要施策名(2) 生活保護適正化の取組 被保護者である低所得者の自立支援のため、資産の活用、年金や手当等の諸制度を活用するための調査を行い、その活用について指導を行います。 また、ケースワーカーの充実を図り、計画的な訪問調査を行い、生活状況の把握に不正受給の未然防止に努めます。医療扶助については、医療内容の確認、精神通院患者の自立支援法活用の可否、重複受診、頻回受診、向精神薬重複処方等の点検を行い、適正給付に努めます。
	主要施策名(3) 就労支援の推進 ハローワークと連携し、就労意欲喚起事業等を積極的に活用し、自立に向けた取組みを指導します。
	主要施策名(4)
	主要施策名(5)
	主要施策名(6)

④ 目標指標	指標名(単位)	過年度実績				評価年度	目標値		達成度の説明(H26年度)
	就労開始率(%)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
		43.6	62.2	61.2	60.0	51.9	54.0	60.0	
		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		

⑤ 施策構成 事務事業	事務事業名	事務事業の内容	事業費(人件費込、単位:千円)			優先順位	
			H25年度実績値	H26年度実績値	H27年度見込額		
	1	セーフティネット支援対策事業	面接相談事務・年金、資産調査事務	8,503	9,104	5,901	2
	2	緊急雇用創出事業	住宅手当支給事務・就労意欲喚起事業	23,389	30,506	22,596	3
	3	生活保護費支給事業	生活保護費及び医療費支給・CW事務	3,100,088	3,012,358	2,683,891	1
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
12							
13							

⑥ 施策全体の今後の方針と展望 (主要部長の意見)	適正保護を実施するには、ケースワーカーのスキルアップを図る必要があると考える。生活保護法が基本であるが、他方他施策の活用が図れるよう、ケースワーカーの資質向上を図ってまいります。また、勤労意欲喚起事業の取組では成果が出ており、今後も就労支援の推進に力を入れていきたい。
---------------------------------	--

⑦ 総合計画審議会からの意見及び指摘事項等	生活保護制度については、支給する側の市職員の知識及びスキルの向上を図り、必要な人に適切な支給が行われる状況の成立を望む。そうすることで、一定の基準に基づく統一的な観点で保護費を支給することができ、また現在は、やむを得ない理由で受給している者を早期に社会復帰させることができるため、今後の生活保護費にかかる市の歳出を削減することにも繋がるからである。 また、受給者の早期自立のためには就労支援の推進は非常に重要である。就労意欲喚起事業の取り組みでは成果が出てきているようなので、今後も成果が持続・向上するように努めてもらいたい。他の福祉関係部署等との十分な連携も併せてお願いしたい。
--------------------------	---

⑧ 施策に対する市の最終方針	生活に困窮する世帯への適切な支援、公平公正な保護費の支給、自立が見込まれる人への早期の社会復帰に向けた支援を行うためには担当職員の知識とスキルの向上は不可欠であることを十分に認識し、各種研修への参加や職員相互の意見交換や事例研究に努めていきます。また、適正な生活保護業務の実施が生活保護費にかかる市の歳出の削減につながることを常に意識し業務を行ないます。 就労支援については、対象者の意向も十分に尊重し、本人の適性を考慮した内容になるよう務め、就労の決定率や定着率の向上を目指します。 さらに生活保護業務には社会保障制度の幅広い知識を要するため、この分野に精通した人材の育成を図っていきます。
-------------------	--